

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 20 年 11 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示
 県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和 56 年岩手県告示第 412 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(資格の審査)</p> <p>第 3 条 県営建設工事の条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者は、知事が別に定める<u>競争入札等参加資格基準</u>（以下「資格基準」という。）に係る審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の資格審査を受けようとする者は、知事が別に定める期間内に<u>県営建設工事請負資格審査申請書</u>（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前条第 1 項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める理由の生じた都度申請書を提出することができる。</p> <p>(1) <u>県営建設工事請負資格者名簿</u>（以下「名簿」という。）に登載されていた者から営業又は事業の全部又は一部を承継した者</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>第 3 条第 2 項第 3 号の規定により、資格審査を受けることができなかつた者で、県税等を納付した者</u></p>	<p>(資格の審査)</p> <p>第 3 条 県営建設工事の条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者は、知事が別に定める<u>競争入札参加資格基準</u>（以下「資格基準」という。）に係る審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者</u></p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の資格審査を受けようとする者は、知事が別に定める期間内に<u>県営建設工事競争入札参加資格審査申請書</u>（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前条第 1 項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める理由の生じた都度申請書を提出することができる。</p> <p>(1) <u>県営建設工事競争入札参加資格者名簿</u>（以下「名簿」という。）に登載されていた者から営業又は事業の全部又は一部を承継した者</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 会社分割をした者</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p><u>(8) 前条第 2 項第 3 号の規定により、資格審査を受けることができなかつた者で、県税等を納付したもの</u></p> <p><u>(9) 前条第 2 項第 4 号の規定により、資格審査を受けることができなかつた者で、関係機関に届出を行ったもの</u></p>

(8) [略]	(10) [略]
3 [略]	3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成 21 年 2 月 1 日から施行し、この告示による改正後の県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の規定は、平成 21 年度以後に作成される名簿の登載に係る資格の審査及び申請書の提出について適用する。